おくやみハンドブック

座間市

この冊子に関する問い合わせ先

市民広聴課 ☎ 046-252-8218



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

座間市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。 このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

座間市役所 046-255-1111 (代表)

事前準備について

座間市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。 まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。



持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について



来庁する方によっては、委任状が必要な場合があります。 詳しくは、7ページ以降の各種手続きの問い合わせ先にご確認くだ さい。



各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、座間市役所へお越しください。

個人情報の取扱いについて

下記の情報について、必要な手続きを確認し、ご案内するため、関係課と情報を共有させていただきます。

- ・亡くなられた方の氏名、住所及び生年月日
- ・届出人の方の氏名及び連絡先
- ・亡くなられた方と届出人の方の関係

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものが異なります。下記以外にも必要なものがある場合がありますので、 7ページ以降の各種手続きでご確認ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ 来庁される方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)
- □ 認印(※相続人代表者、喪主)
- □ 預貯金通帳、銀行届出印 (※相続人代表者、喪主、年金請求者)
- ※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- □ 基礎年金番号が記載されているもの (基礎年金番号通知書や年金証書など)
- □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書(令和 6年12月2日以降)など
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)
 - ※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - 会葬礼状または葬儀の領収書など喪主及び葬祭日が確認できるもの
- □ 介護保険被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証(介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証など)
- □ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者 証、心身障害者療養受診証、精神通院医療費助成券

本人確認書類について

□ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の被保険者証、 医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。





「おくやみ手続き事前予約」のご案内

ご親族の方が亡くなられた後の手続きにご不安をお持ちの方に、市役所内での手続きをスムーズに行えるよう、「おくやみ手続き事前予約」を開始しました。

ご遺族が来庁日を事前に予約することで、来庁日前に必要な持ち物をお知らせし、来庁当日に手続き一覧及び各窓口で提出いただく申請書類をお渡しできます。

1、利用対象者

座間市に住民票があった方のご遺族様またはそれに準ずる関係にあたる方

2、予約できる日時

月曜日から金曜日(祝日、12月29日~1月3日は除く) (19:00~9:15 (2)10:30~10:45 (3)13:30~13:45 (4)15:00~15:15

3、予約方法

市 L I N E 公式アカウントまたは電話にて、x 庁希望日の4開庁日前までにご予約ください。(土・日・祝日を除く)

〇市 LINE 公式アカウントでの予約

「メニュー」→「予約」→「窓口」→「おくやみ手続き事前予約」から予約フォーム を開いて必要事項を入力。

- ※QRコードを読み取ると、LINE予約フォームを直接開くことができます。
- ※市LINE公式アカウントと初めてお友達になった場合、受信設定が始まります。 「中止」とコメントいただくと、受信設定をせずにメニューを開くことができます。

24 時間 受付可能

○電話での予約

市民広聴課 電話046-252-8218 (直通)

- ※受付は平日8時30分から17時15分まで
- ※予約の際には、最初に「おくやみ手続き事前予約です」と お伝えください。



4、利用時の注意点

- 予約した時間については、受付時間であり、全ての手続きが終わる時間ではありません。また、各担当の窓口で優先的にご案内できるものではありません。時間に余裕をもってご来庁ください。
- ・おくやみ手続き事前予約を利用せず、各担当の窓口で直接手続きすることも可能です。
- ・電話予約の場合は、来庁日前までに、電話で持ち物をお知らせします。

お問い合わせ先:座間市 総合政策部 市民広聴課 市民広聴係 046-252-8218(直通)

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (37 ページ参照)	
以内		○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 _	— (39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

座間市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、 ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助と なれば幸いです。

死亡に伴う手続チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

\checkmark	該当事項	担当課	詳細ページ
	マイナンバーカード、通知カードの返納	デジタル推進課	D.7
	住民基本台帳カードの返納		P.7
	座間市民カード、印鑑登録証の返納		5.0
	除票の写し、戸籍証明書の取得	戸籍住民課	P.8
	世帯主変更手続		P.9
	【国民健康保険】被保険者証または資格確認書 (令和6年 12月2日以降) の返還		P.10
	【国民健康保険】葬祭費の支給申請		
	年金の手続に関する案内	保険年金課	P.11
	【後期高齢者医療制度】被保険者証または資格確認書 (令和6年12月2日以降)の返還		P.12
	【後期高齢者医療制度】葬祭費の支給申請		
	介護保険料の精算及び還付の受領代表者の手続	△誰仰吟≡	P.13
	介護保険被保険者証等の返還	介護保険課	F.13
	ひとり暮らし高齢者訪問活動利用中止の連絡	巨丰十坪部	
	おむつ等支給事業の利用中止	長寿支援課	P.14
	身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の返還		
	特別障害者手当の手続		D1E
	心身障害者扶養共済制度に関する手続		P.15
	神奈川県在宅重度障害者等手当の手続	障がい福祉課	D16
	自立支援医療受給者証の返還	1十/2 4 1田1正1小	P.16
	障害児福祉手当の手続		P.17
	心身障害者療養受診証の返還		1.17
	精神通院医療費助成券の返還		P.18
	生活保護廃止手続	生活支援課	1.10

\checkmark	該当事項	担当課	詳細ページ
	中国残留邦人廃止手続	生活支援課	P.19
	原子爆弾被爆者援護手当受給理由消滅の届出	地域福祉課	P.19
	【個人市県民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税】 相続人代表者指定の届出 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書	市税総務課	P.20
	市税の口座振替中止の連絡	יולם לכניטיוים כן	P.21
	市税の未納確認		Γ.ΔΙ
	原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車、名義変更の届出	市民税課	P.22
	未登記家屋の所有者変更の届出	固定資産税課	1.22
	神奈川県母子父子寡婦福祉資金の死亡届	こども家庭課	P.23
	児童手当関係の手続		P.24
	小児医療費関係の手続		P.25
	児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費関係の手続	子育て支援課	1.25
	特別児童扶養手当関係の手続		P.26
	交通遺児修学金の申請		1.20
	児童ホームに関する届出	こども育成課	P.27
	保育園・幼稚園・認可外保育施設に関する届出	保育·幼稚園課	1.27
	小学校給食に関する手続	就学支援課	P.28
	広報ざま戸別配布の名義変更、停止の連絡	秘書広報課	1.20
	水道の使用者変更、使用中止の連絡		P.29
	水道料金の引落し口座変更手続	水道料金お客様 センター	1.27
	水道料金等の減免資格喪失の連絡		P.30
	し尿処理の中止の連絡	クリーンセンター	P.31
	ごみの戸別収集利用廃止の届出	,, , C,,	1.01

カードを持っていた方

手続き① マイナンバーカード、通知カードの返納

郵送可

手続き詳細

希望に応じて返納が可能です。

※マイナンバーカードまたは通知カードは、各種手続きで必要な場合がありますので、諸手続きが終わるまで大切に保管してください。

期限

なし

手続き可能な人

どなたでも

必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード



マイナンバーカード

問い合わせ先

デジタル推進課 マイナンバー係

2 046-252-8006

手続き② 住民基本台帳カードの返納

郵送可

手続き詳細

持っていたカードを返納してください。

明限

なし

手続き可能な人

どなたでも

必要なもの

・住民基本台帳カード



住民基本台帳カード

問い合わせ先

戸籍住民課窓口係

2 046-252-8083

..... MEMO ...

手続き③ 座間市民カード、印鑑登録証の返納

郵送可

手続き詳細		期限
印鑑登録は市で抹消します。 持っていた印鑑登録証(手帳型、座間市民カード)は	ト 仮納またけ	なし
裁断のうえ破棄してください。	K、区間よ/CVよ	手続き可能な人
		どなたでも
必要なもの		問い合わせ先
・印鑑登録証(手帳型、座間市民カード)		戸籍住民課窓口係 ☎ 046-252-8083
4	印鑑登録証	
◆座間市民カード	*	
市長印。 No.1000001。 雇用市長・	座間市	
座間市民カード 白	7鑑登録証(手帳)	

年金や相続の手続に必要な場合

手続き 除票の写し、戸籍証明書の取得

手続き詳細	期限
	なし
	手続き可能な人
	年金や相続の手続きで必 要とされる方
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)・委任状(代理人の場合)※亡くなった方との続柄が分かる書類などが必要な場合があります。	戸籍住民課窓口係 公 046-252-8083

3人以上の世帯の世帯主が亡くなった場合

※新たな世帯主を任意の方に指定する場合のみ

手続き 世帯主変更手続

手続き詳細 配偶者が同一世帯にいる場合、自動的に配偶者が世帯主となります。 死亡日から 14 日以内 世帯主を変更する場合は届出が必要です。 手続き可能な人 ・世帯員 ・委任状を持った代理人 必要なもの ・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードな 戸籍住民課窓口係 **25** 046-252-8083 ど) ・委任状 (代理人の場合) ※世帯主との続柄が分かる書類などが必要な場合があります。 MEMO

国民健康保険の加入者だった場合

手続き①

【国民健康保険】被保険者証または資格確認書 (令和6年12月 2日以降) の返還

郵送可

手続き詳細	期限
国民健康保険の加入者が亡くなった場合は、被保険者証または資格 確認書を返還してください。	なし
※市役所本庁または各出張所に返還が難しい場合は、はさみなどで	手続き可能な人
細かくしてから処分してください。	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・国民健康保険の被保険者証または資格確認書など ※世帯主が亡くなった場合は、同世帯で加入している全員分の 被保険者証または資格確認書(世帯主欄が変更になるため)	保険年金課保険年金係 公 046-252-7003

手続き② 【国民健康保険】 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期限
国民健康保険の加入者が亡くなった場合に、葬祭執行者(喪主)の 申請により葬祭費の支給が受けられます。	葬祭を行った日の翌日か ら2年以内
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
・会葬礼状または葬儀の領収証など喪主及び葬祭日が確認でき るもの	保険年金課国保給付係 ☎ 046-252-7672
・喪主の口座が確認できるもの	
・喪主の口座が確認できるものMEMO	

年金加入者だった場合・年金受給者だった場合

手続き年金の手続に関する案内

手続き詳細	期限
亡くなった方が加入または受給していた年金の種類によって、手続き内容及び手続き場所が異なります。	すみやかに ※手続き内容によって期 限が異なる。
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・亡くなった方の基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通 知書や年金証書など)	保険年金課保険年金係 20046-252-7035
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	厚木年金事務所 ☎ 046-223-7171(代)
•••••••••••••••••••••••••••••••	

後期高齢者医療制度の被保険者だった場合

- 75歳以上の方
- 65歳以上74歳以下で一定の障害の状態にある方

手続き①

【後期高齢者医療制度】被保険者証または資格確認書 (令和 6年12月2日以降) の返還

郵送可

手続き詳細	期限
後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合は、被保険者証ま たは資格確認書を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・後期高齢者医療制度の被保険者証または資格確認書など	保険年金課保険年金係 ☎ 046-252-7213

手続き② 【後期高齢者医療制度】葬祭費の支給申請

手続き詳細	期限
後期高齢者医療被保険者が亡くなった場合に、葬祭を行った方(喪主) に葬祭費を支給するための手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日か ら2年以内
	手続き可能な人
	喪主
必要なもの	問い合わせ先
・会葬礼状または葬儀の領収書など喪主及び葬祭日の確認ができるもの・喪主の印(朱肉を使うもの)・喪主の口座が確認できるもの	保険年金課保険年金係
MEMO	

65歳以上の方だった場合

手続き 介護保険料の精算及び還付の受領代表者の手続

郵送可

手続き詳細	期限
介護保険料の過不足を計算し、その後のご案内をします。 ※介護保険の通知等は、亡くなられた方の住所地または届出されて	2年
いる送付先になりますので、その送付先で受取りができない場合	手続き可能な人
は、送付先変更の手続きが必要です。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・手続きする人の本人確認書類(運転免許証やマイナンバー カードなど)	介護保険課介護保険係 公 046-252-7719

65歳以上または40歳以上の要介護・要支援認定者だった場合

手続き 介護保険被保険者証等の返還

手続き詳細	期限
65 歳以上の方または 40 歳以上で要介護・要支援認定を受けていた方は、被保険者証などを返還してください。	なし
STON IMPONENCE CAME OF CAPE OF	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・介護保険の被保険者証など	介護保険課介護保険係
MEMO	

ひとり暮らし高齢者訪問活動の利用者だった場合

手続き ひとり暮らし高齢者訪問活動利用中止の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期限
利用者が死亡したことを担当課に連絡してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・なし	長寿支援課長寿支援係 な 046-252-7084

おむつ等支給事業を利用していた場合

手続き おむつ等支給事業の利用中止

手続き詳細	期限
座間市おむつ等支給事業変更届の提出が必要となります。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
・なし	長寿支援課長寿支援係 ☎ 046-252-7084

手帳を持っていた方

手続き身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳の返還

手続き詳細	期限
返還届を記入し、手帳を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
身体障害者手帳精神保健福祉手帳療育手帳	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

特別障害者手当の受給者

手続き 特別障害者手当の手続

郵送可

手続き詳細	期限
受給者死亡届兼未支払請求書の記入をしてください。	なし
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

将来独立自活することが困難な障害者の扶養者で制度に加入して いた方または扶養していた障がい者

手続き 心身障害者扶養共済制度に関する手続

手続き詳細	期限
【加入者(扶養者)死亡の場合】 年金支給のための手続きが必要です。	なし
【障がい者が死亡の場合】	手続き可能な人
弔慰金の請求が必要です。	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
【加入者死亡の場合】 ①請求書 ②加入証書・口数追加証書 ③加入者の死亡診断書 ④加入者の住民票(除票)、障がい者の住民票 【障がい者が死亡の場合】 ①請求書 ②加入証書・口数追加証書 ③加入者の住民票、障がい者の住民票(除票)	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

神奈川県在宅重度障害者等手当の受給者

手続き 神奈川県在宅重度障害者等手当の手続

手続き詳細	期限
届出書の記入をしてください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	障がい福祉課 障がい福祉係 な 046-252-7978

自立支援医療の受給者

手続き 自立支援医療受給者証の返還

手続き詳細	期限
返還届を記入し、受給者証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
• 自立支援医療受給者証	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
	•••••				•••••	• • • •
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	••••

MEMO

障害児福祉手当の受給者

手続き 障害児福祉手当の手続

郵送可

手続き詳細	期限
受給者死亡届兼未支払請求書の記入をしてください。	なし
	手続き可能な人
	配偶者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	障がい福祉課 障がい福祉係 な 046-252-7978

心身障害者医療費の助成対象者だった場合

手続き 心身障害者療養受診証の返還

手続き詳細	期限
資格喪失の届出と心身障害者療養受診証を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
• 心身障害者療養受診証	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎ 046-252-7978

•••••	•••••	 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••

精神通院医療費の助成対象者だった場合

手続き 精神通院医療費助成券の返還

郵送可

手続き詳細	期限
資格喪失の届出と精神通院医療費助成券を返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
• 精神通院医療費助成券	障がい福祉課 障がい福祉係 な 046-252-7978

生活保護受給者

手続き 生活保護廃止手続

手続き詳細	期限
死亡した翌日から生活保護を廃止するための手続きをしてください。 ・死亡届の写しの提出	なし
	手続き可能な人
・受給証などの返還	関係者
必要なもの	問い合わせ先
・死亡届(死亡した事実と日付を確認するため)・生活保護受給票	生活支援課 支援第1~第4係 ☎ 046-252-7125

 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
 •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

MEMO

中国残留邦人

手続き 中国残留邦人廃止手続

手続き詳細	期限
死亡した翌日から支援給付を廃止するための手続きをしてください。 ・死亡届の写しの提出	なし
・本人確認証などの返還	手続き可能な人
・本人権政証なこの反逐	関係者
必要なもの	問い合わせ先
・死亡届(死亡した事実と日付を確認するため) ・本人確認証	生活支援課 支援第1~第4係 ☎ 046-252-7125

原子爆弾被爆者援護手当の受給者

手続き 原子爆弾被爆者援護手当受給理由消滅の届出

手続き詳細	期限
受給理由消滅届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	関係者
必要なもの	問い合わせ先
なし	地域福祉課地域福祉係

•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	MEMO		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
				•	•	•	•	
•••••			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
••••	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

個人市県民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税国民健康保険税を納付していた

手続き

手続き詳細

【個人市県民税・森林環境税、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税、国民健康保 険税】 相続人代表者指定の届出 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

J NOC PT/M	71 LX
被相続人(亡くなった方)に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く) 及び還付に関する書類を受領する代表者として選出してください。	すみやかに
※法的拘束力はありません。	手続き可能な人
※市民税課、固定資産税課、債権管理課、保険年金課の4課にも情報提供します。 ※固定資産税・都市計画税については、土地家屋の登記情報を変更するものではありません。	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	市税総務課市税総務係
	【個人市県民税・森林環 境税の課税】 市民税課市民税係 ☎ 046-252-8833
	【軽自動車税の課税】 市民税課市民税係 (諸税担当) ☎ 046-252-8004
	【固定資産税・都市計画税 の課税】 固定資産税課土地係 ☎ 046-252-8043
	【納税相談】 債権管理課債権管理 第1係・第2係 ☎046-252-8049
	【国民健康保険税】 保険年金課保険年金係 25 046-252-7003

引落し口座の名義人だった場合

手続き市税の口座振替中止の連絡

手続き詳細	期限
引落し口座の名義人が亡くなった場合、今後の支払方法について相 談してください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)	市税総務課市税総務係 公 046-252-8021

市税を納付していた

手続き 市税の未納確認

手続き詳細	期限
個人市県民税·森林環境税、固定資産税·都市計画税、軽自動車税(種別割)、法人市民税	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
・来庁者の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)・亡くなった方との関係性を示す書類	市税総務課市税総務係 ☎ 046-252-8021

 •••••	MEMO		••••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••
 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
 	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

原動機付自転車、小型特殊自動車の名義人だった場合

手続き 原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車、名義変更の届出

手続き詳細	期限
原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車や名義変更の届出をしてく ださい。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【廃車の場合】 ・ナンバープレート ・標識交付証明書 【名義変更の場合】 ・標識交付証明書 ※別世帯の方が手続きする場合は戸籍謄本が必要です。	市民税課市民税係 (諸税担当) 公 046-252-8004

未登記家屋の所有者の場合

手続き 未登記家屋の所有者変更の届出

手続き詳細	期限
未登記物件の所有者を変更する場合、手続きをしてください。 ※登記簿に登記されていない物件に限ります。	なし
☆豆に持て豆むこれでもなりなりが下で放ります。	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
• 遺言書	固定資産税課家屋係
• 遺産分割協議書	☎ 046-252-8047

母子父子寡婦福祉資金の借受人・連帯債務者・連帯保証人

手続き 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の死亡届

11777777777777777777777777777777777777	
手続き詳細	期限
借受人、連帯債務者、連帯保証人のいずれの方も「神奈川県母子・父子・ 寡婦福祉資金の死亡届」の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	借受人、連帯債務者、連 帯保証人
必要なもの	問い合わせ先
・死亡届(死亡した事実と日付を確認するため)	こども家庭課 こども総務係 ☎ 046-252-8025
MEMO	

児童手当を受給していた場合

手続き児童手当関係の手続

郵送可

手続き詳細

18歳の誕生日後の最初の3月末を迎えるまでの児童を養育している方に支給される手当です。

【受給者が亡くなった場合】手続きが必要です。

【児童が亡くなった場合】手続きが必要です。

【配偶者が亡くなった場合】手続きが必要です。

期限

【受給者が亡くなった場合】 受給者が亡くなられた日の 翌日から起算して 15 日以 内

【児童・配偶者が亡くなった場合】 すみやかに

手続き可能な人

【受給者が亡くなった場合】 戸籍法の規定による死亡 の届出義務者 【児童・配偶者が亡くなっ た場合】 受給者本人

必要なもの

【受給者が亡くなった場合】

- ・児童を養育する方の本人確認書類
- ・児童を養育する方の名義の口座の通帳
- 児童名義の口座の通帳

【児童・配偶者が亡くなった場合】

受給者の本人確認書類

問い合わせ先

子育て支援課 子育て支援係

25 046-252-7201

MEMO	,
------	---

 	 	• •				• •		• •				•			 									•					•								•	 	• •		 	

小児医療費助成を受けていた場合

手続き 小児医療費関係の手続

郵送可

手続き詳細	期限
18歳の誕生日後の最初の3月末までの児童の医療費を助成する制度です。	すみやかに
【養育者が亡くなった場合】手続きが必要です。	手続き可能な人
【児童が亡くなった場合】手続きは不要です。	児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
【養育者が亡くなった場合】 ・児童を養育する方の本人確認書類	子育て支援課 子育て支援係 公 046-252-7201

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けていた場合

手続き 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費関係の手続

手続き詳細	期限
18歳の誕生日後の最初の3月末まで(一定の障がいのある場合は20歳まで)の児童を養育している、ひとり親などへの手当または医療	すみやかに
費助成の制度です。	手続き可能な人
【受給者が亡くなった場合】手続きが必要です。	【受給者が亡くなった場合】
【児童が亡くなった場合】手続きが必要です。	戸籍法の規定による死亡
【受給者と同居していた扶養義務者が亡くなった場合】手続きが必要	の届出義務者
です。	【児童・扶養義務者が亡く
※扶養義務者:受給者と同じ住所に同居している直系血族(父母、	なった場合】
祖父母)及び兄弟姉妹、18歳に達する日以後の最初の3月31日 を迎えた子など。	受給者本人
必要なもの	問い合わせ先
担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 ☎ 046-252-7201

特別児童扶養手当を受給していた場合

手続き 特別児童扶養手当関係の手続

郵送可

手続き詳細	期限
精神または身体に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の児童を家庭 で看護している父母などへ支給される手当です。	すみやかに
【受給者が亡くなった場合】手続きが必要です。	手続き可能な人
【児童が亡くなった場合】手続きが必要です。 【受給者と同居していた扶養義務者が亡くなった場合】手続きが必要です。 ※扶養義務者:受給者と同じ住所に同居している直系血族(父母、祖父母)及び兄弟姉妹、18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えた子など。	【受給者が亡くなった場合】 戸籍法の規定による死亡 の届出義務者 【児童・扶養義務者が亡く なった場合】 受給者本人
必要なもの	問い合わせ先
担当課にお問い合わせください。	子育て支援課 子育て支援係 な 046-252-7201

児童の保護者が交通事故等で亡くなった場合

手続き交通遺児修学金の申請

手続き詳細	期限
乗り物による人身事故の遺児に修学金を支給するための手続きをしてください。	なし
【対象児童】小学校、中学校、高等学校に在籍している人	手続き可能な人
	児童本人 または扶養義務者もしく は同居親族
必要なもの	問い合わせ先
・申請者、証明書、その他市長が特に必要と認めたもの	子育て支援課 子育て支援係 な 046-252-7201

入所児童・入所児童と同世帯の方

手続き 児童ホームに関する届出

手続き詳細	期限
入所の取消しや児童ホーム入所児童の家族構成変更に伴う届出をしてください。	なし
	手続き可能な人
	入所児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども育成課 こども育成係 ☎ 046-252-7969

在園している児童だった場合・在園児と同世帯だった場合

手続き 保育園・幼稚園・認可外保育施設に関する届出

手続き詳細	期限
・世帯構成に変更があった場合、入所関係変更届または給付認定変更・取消申請書の提出が必要です。 ・ひとり親世帯の場合は、ひとり親世帯の証明書類の提出が必要です。 (保育料(副食費)が減額される場合があります)。 ※保育料(副食費)が変更される場合、必要書類が全て提出された翌月からの適用となります。 【保育園等に在園している場合】 ・入所関係変更届 ・ひとり親世帯の証明書類(戸籍全部事項証明書など) 【幼稚園等に在園している場合】 ・給付認定変更・取消申請書 ・ひとり親世帯の証明書類(戸籍全部事項証明書など)	手続き可能な人どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
・ひとり親世帯の場合は、その証明書類(戸籍全部事項証明書など)	保育・幼稚園課 認定給付係 ☎ 046-252-7202

市立の小学校で給食を喫食していた児童・給食費の納付義務者

手続き 小学校給食に関する手続

郵送可

手続き詳細	期限
小学校給食の給食費引落し口座の変更、納付義務者の変更、辞退な どの手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	就学支援課保健給食係 公 046-252-8749
	※届出内容に変更がない場 合、手続きは不要

広報ざま戸別配布の名義人だった場合

手続き 広報ざま戸別配布の名義変更、停止の連絡

電話連絡、LINEによる手続可

手続き詳細	期限
名義人が死亡したことを連絡し、名義変更や配布停止の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも
必要なもの	問い合わせ先
なし	秘書広報課広報係 公 046-252-8684

TVILIVIO

水道の使用者(名義人)だった場合

手続き 水道の使用者変更、使用中止の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期限
水道の使用者が亡くなった場合に、使用者の変更または使用中止の 連絡をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道料金お客様センター な 046-266-5520
	※中止のご連絡がない場合、 使用していなくても料金 がかかるので要注意。

水道料金の引落し口座名義人だった場合

手続き 水道料金の引落し口座変更手続

手続き詳細	期限				
水道料金の引落し口座名義人が亡くなられた場合で、引き続き水道 を使用する場合に、引落し口座を変更する手続きをしてください。	すみやかに				
	手続き可能な人				
	親族など				
必要なもの	問い合わせ先				
なし	水道料金お客様センター な 046-266-5520				

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	MEMO	,		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	
•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••
••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •								
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

水道料金の減免資格対象者だった場合

手続き 水道料金等の減免資格喪失の連絡

電話連絡可

水道料金の減免資格対象者死亡の連絡をしてください。	すみやかに						
	手続き可能な人						
	親族など						
必要なもの	問い合わせ先						
なし	水道料金お客様センター 3 046-266-5520						

し尿処理の利用者 ※死亡により利用を中止する場合

手続き し尿処理の中止の連絡

電話連絡可

手続き詳細	期限
利用者が死亡したことを担当課に連絡してください。	なし
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	クリーンセンター 収集業務担当 な 046-252-8724

ごみの戸別収集の利用者

手続きごみの戸別収集利用廃止の届出

郵送、FAX可

手続き詳細	期限
戸別収集利用廃止届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	親族、ケアマネジャーなど
必要なもの	問い合わせ先
なし	クリーンセンター 収集業務担当 な 046-252-8724

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •										$\backslash \backslash \sqcup I$	\											
										1	V ILI	VIO											
••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • •	•••••	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	••••
•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • •	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••	• • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • •	•••••	• • • •
••••		• • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •	• • • • • • •	•••••	• • • • • •	• • • • • • •	•••••	• • • • • •	• • • • • • • •	•••••	• • • • • • •	•••••	•••••	•••••	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••
••••		• • • • • • • •		• • • • • • • •			• • • • • •				• • • • • • •			• • • • • • • •						• • • • • •			
																				• • • • • • •			

MEMO

その他の死亡に伴う手続

✓	該当事項	問い合わせ先
	【国民健康保険】世帯主変更手続	保険年金課 保険年金係
	要介護・要支援認定申請についての確認	介護保険課 介護認定係
	高額介護サービス費支給の口座変更手続	介護保険課 介護保険係
	緊急通報システム利用中止の連絡	
	認知症高齢者等位置確認事業の利用中止の連絡	長寿支援課 長寿支援係
	認知症高齢者等見守りネットワーク事業中止の連絡	
	障害福祉サービス受給者証の返還	
	経過的福祉手当の手続	障がい福祉課
	障害者施設通所交通費助成の手続	障がい福祉係
	福祉タクシー(自動車燃料給油)利用券の返還	
	犬の所有者登録変更手続	健康医療課 健康総務係
	児童扶養手当認定請求	子育て支援課 子育て支援係
	農地相続の届出	農業委員会 事務局
	奨励金に係る森林等の相続に伴う所有者変更手続	公園緑政課 公園管理係
	市営住宅に関する手続	都市整備課市営住宅係
	災害見舞金の支給申請	生活安全課 交通防犯係

死亡に伴う手続に関連した無料市民相談等

相談種別 相談内容	相談 時間	相談場所	開催日•時間等	備考
弁護士相談 相続全般に関する相談	25分	市民広聴課相談室	第2·3·4火曜日 18:00~20:30 第2·3·4水曜日 13:30~16:30	年度内1人1回 事前予約制
司法書士相談 不動産の相続登記、遺産 分割協議書の作成、相続 放棄などの相談	30分	市民広聴課相談室	第3金曜日 13:30~16:30 (4・6・12月は除く)	事前予約制
行政書士相談 遺産分割協議書の作成、 相続人調査、車や株式な どの名義変更などの相談	30分	市民広聴課相談室	第2木曜日 13:30~16:30	事前予約制
税理士相談 準確定申告、相続税、贈 与税などの相談	30分	市民広聴課相談室	第4金曜日 13:30~16:30 (1•2月は除く)	事前予約制

予約・問い合わせ先 市民広聴課 ☎ 046-252-8218

相談種別 相談内容	相談時間	相談場所	開催日•時間等	備考
空き家等相談 空き家等の適正管理、利 活用、処分などの相談	15分	都市整備課 市街地整備 係窓口	開庁日 8:30~17:15	常時

問い合わせ先 都市整備課 ☎ 046-252-7325

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考		
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出が必要です。		
身分証明書 (社員証など) の返却	速やかに	速やかに	(本わか)に	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を 受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入			亡くなられた方の被扶養者だった場合は、健康保 険の資格を喪失するため、他の医療保険制度への 加入手続きが必要です。	
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認 ください。		
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。		
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 管轄の年金事務所に直接ご確認ください。 【手続き先】 管轄の年金事務所 (厚木年金事務所 ☎ 046-223-7171(代))		

備

考

亡くなられた方が個人事業主だった場合

項目

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。 なお、事業承継する場合については、相続の手続きが必要です。

期

日

個人事業者の死亡届出書	速やかに				
事業廃止届出書	ZE (13 VC	税務署に提出します。			
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 / P.V.+	大和税務署 ☎ 046-262-9411(代)			
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書	1ヶ月以内				
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで				
	MEMO				
••••••••••••					

市役所以外で行う手続

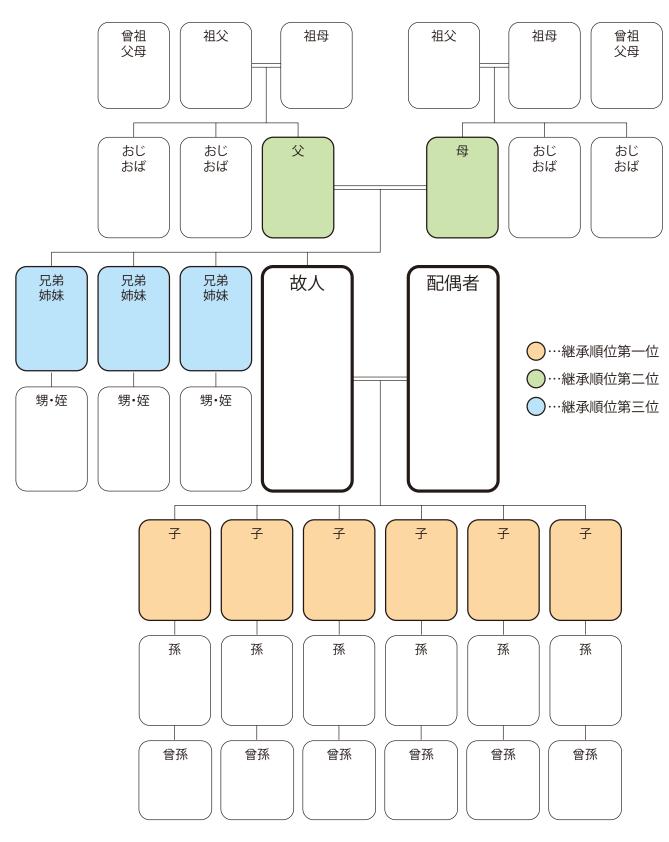
$\overline{\checkmark}$	手続き名	問合せ先	
	健康保険(社会保険・共済組合など)の手続	勤務先、管轄の年金事務所、共済組合 ※社会保険・共済組合などの加入者が死亡 した場合	
	厚生年金や共済年金などの手続	加入者: 勤務先、管轄の年金事務所 受給者: 管轄の年金事務所、共済組合 (厚木年金事務所 ☎ 046-223-7171(代))	
	雇用保険の手続	受給していた公共職業安定所(ハローワーク)	
	準確定申告(所得税の確定申告)	管轄の税務署 (大和税務署 ☎ 046-262-9411(代)) ※納税者が年の途中で亡くなった場合	
	相続税の申告と納税	管轄の税務署 (大和税務署 ☎ 046-262-9411(代))	
	不動産 (土地・家屋など) の所有権の移転の登 記	管轄の法務局 (横浜地方法務局大和出張所 ☎ 046-261-2645)	
	軽自動車(660 c c 以下の三輪・四輪自動車) の名義変更、廃車などの手続	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 ☎ 050-3816-3120	
	普通自動車、二輪自動車 (125 c c 超のオートバイ) の名義変更、廃車などの手続	神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2037	
	県営住宅に関する手続	(株)東急コミュニティー 相模原サービスセンター ☎ 046-256-1560	
	指定難病 (特定疾患) 医療受給者証の返納	厚木保健福祉事務所 ☎ 046-224-1111 (代)	
	運転免許証の返納	最寄りの警察署 (座間警察署 ☎ 046-256-0110(代))	
	電気、ガスの名義変更、解約など	各事業者の営業所など	

\checkmark	手続き名	問合せ先	
	固定電話、携帯電話の名義変更、解約など	取引会社	
	NHK の受信契約の名義変更、解約など	NHK ふれあいセンター ☎ 0120-151515 (フリーダイヤルが利用できない場合 ☎ 050-3786-5003)	
	クレジットカードの解約	クレジット会社	
	生命保険の保険金の請求など	加入している生命保険会社	
	簡易保険の保険金の請求	郵便局保険担当窓口 かんぽコールセンター ☎ 0120-552-950	
	預貯金の解約など	金融機関	
	株式の名義変更	証券会社など	
• • • • • • • • •	MEMO		
• • • • • • • • •			
• • • • • • • • •			
• • • • • • • • •			
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			

相続に関する手続チェックリスト

項目	期日	備考
相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査 してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してくだ さい。
遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、 「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要と なります。
相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割協議(協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する 必要があります。合意後、金融機関や役所などへ 提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となり ます。
相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

$\overline{\mathbf{V}}$	項目	期日	備考		
	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。		
	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額= 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数		
		Λ	1EMO		
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					
•••••					



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP(https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)をご覧ください。

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不 動 ····· 産				
· 连 ·····				
	金融機関名	支店名	金 額	備考
預 貯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
····				
	名 称	内容	保管場所など	備 考
その他の資産	•••••			
が 資 産				
	借入先	金額	返済方法	備考
· 金				
借入金・ローン				
	保険会社	種類•内容	受取人	備考
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
生命保険・損害保険				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公 的 年 金				
年 金 				
個	名 称	番号・記号など	受給金額	 備 考
人 年 金				
個人年金・企業年金				
金				
そ				
そ の 他				

あなたの手続きを応援します,

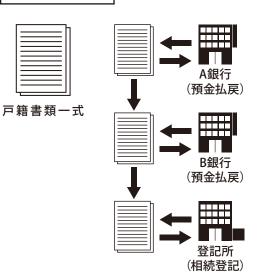
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所(法務局)において、 各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。 この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

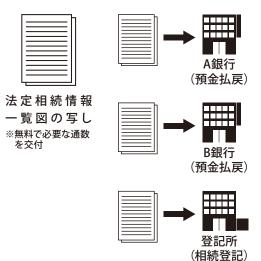
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいく つもある場合にお 勧めです。手続きが 同時に進められ、時 間短縮につながり ます。

制度の概要

①申出(法定相続人または代理人)

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して 登記所に申出をします。



②確認•交付(登記所)

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、 戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧 図の作成などの手 続きは専門家(※2) に依頼することも可 能です。

(※2)弁護士、司法書士、 土地家屋調査士、 税理士、社会保険 労務士、弁理士、 海事代理士、行政 書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

华田 人

委任状

住所					
	(方書·部屋番)	1			
氏名					
生年月日		年	月	日生	
上記の者を	代理人に	選任し、下記	己の権限を委	任します。	
			記		
[委任事項	[]				
	,	_	_		
令和	年	月 E	1		
委任者					
住所					
	(方書·部屋番)	1			
氏名					_
生年月日		年	月	日生	_
電話番号		_			
(3	记先)座間市	長			

- ※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。 (例)〇山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること
- ※日付を必ず記載してください。
- ※委任者本人が必ず署名してください。

「相続手続」にお困りの方は

座間市で身近な法律事務所

今西法律事務所にぜひご相談ください!

弁護士は敷居が高く、気安く頼めないとよくいわれます。だからこそ、法律的な問題かな?と思ったときには、気軽にご相談いただける弁護士でありたいと思っています。

相続に関するすべての手続きをご依頼いただけます。

遺言書に関するご相談

相続放棄

遺産分割協議

遺産分割調停・審判

相談料 初回 1時間の相談は無料。

ご相談の結果、お任せ頂かなくても構いません。 お気軽にご相談ください。

相続放棄

11 万円

遺産分割協議・調停の場合

		着手金	成功報酬
事件の ※1 経済的利益 の額が	330万円以下の場合	8% %2	16%
	330万円を超え 3,300万円以下の場合	5%+99,000円	10%+198,000円
	3,300 万円を超え 3 億 3,000 万円以下の場合	3%+759,000円	6%+1,518,000円

※すべて税込み

- ※1【着手金】取得されるであろう相続分の財産の額であることが多いですが、相続分に争いがない場合はその3分の1になることがあります。詳しくはご相談ください。 【成功報酬】実際に取得された財産額が基準になります。
- ※2 8%の金額が 10 万円未満の場合は、11 万円になります。
- 実費 上記とは別に交通費などがかかった場合は実費をいただいております。



弁護士 今西 隆彦



弁護士紹介の動画は こちらからご確認 いただけます

https://youtu.be/YVb2D4KYfmo

今西法律事務所

座間市付近で相続のお悩みなら今西法律事務所へ。 ご相談に来て頂くことが解決への第一歩です。

© 046-244-3290

受付 9:00 ~ 18:00 (月~金曜日)

https://imanishi-lawoffice.jp 〒252-0011 神奈川県座間市相武台 1-38-3 相武台前駅 徒歩 5 分



1_{時間} 相談無料

土日祝·夜間対応可能 (事前相談要)

不在の際は留守番電話をお入れください。折り返しいたします。

残されたご家族に負担をかけないお墓



総本山善選寺関東別院 常·宗派 磵

ご相談 ご予約 受付中

25 046-266-0615

9:00~17:00 営業時間 座間市相模が丘4丁目73-26

イオンモール座間目の前

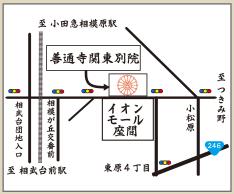


ホームページもご覧ください https://kanto.zentsuji.com/

善通寺関東別院 検索

20善市第201号 平成20年1月30日 宗教法人善通寺





相続税申告に関する手続きは

中村税理士事務所にお任せください

相続税申告に関連した業務

(相続税申告、贈与税申告、相続後の不動産の譲渡所得申告ほか)をお引き受けします

申告期限迄に決めなければいけないことは 意外と多いですので 早めの準備が有効です

誰がどの不動産を相続 するかで相続税額は 大きく異なります

提携司法書士、行政書士あり



相続といっても 何をいつまでに すればいいのかしら

遺産分割のやり方は わからないし 二次相続の相続税も 心配だわ

相続税申告報酬 税込330,000円~

- ○初回は電話にてご予約のうえ、直接、弊所までお越しください(初回相談料無料)。
- ○申告期限、受任状況によりお引き受けできない場合があります。

事務所地図

中村康次郎税理士事務所

〒252-0027 神奈川県座間市座間1-4164-3 JR相模線 相武台下駅徒歩4分 駐車場あり

113 046-244-3113

平日9時~18時 ※ご予約、お問合せ用の電話番号です。

匿名での税務相談(電話相談)は、受け付けておりませんのでご了承ください。



広告

霊峰 大山を望む 開放的な環境

空間リンシーサイドシモリアルZama Riverside Memorial

圏央道「厚木I.C」より お車で7分



・ペットと共葬可区画もあります

・園内全てが平坦・バリアフリー

・区画は芝・石貼 の2タイプ

0.6㎡~3.0㎡まで多様な区画

特別企画墓 ご提供中 ^{墓所・墓石} セット墓

69.8万円税込より

墓域0.60㎡区画 文字彫刻料·管理費別途

厚保福 第14053号

〒252-0026 座間市新田宿2174 相模線「入谷」駅:徒歩13分 お車では市営グランドを目標に

TEL 00,0120-972-123

MAIL: reception@zama-riverside.com で案内受付時間:午前9時~午後4時30分年中無休 URL: http://www.zama-riverside.com





女性スタッフ 対応可能

1個の不用品からまるごと一軒お片付けまで

BEFORE



AFTER

※こちらの写真はイメージ画像です

安心価格!土日祝日も対応可能〇

お気軽にお問い合わせください♪

お電話でのお問い合わせはこちら

<u>0120-888-295</u>

公式LINEからの見積り申込・相談はこちら







LINE追加で お得なクーポン ゲット

arie 株式会社 瑞輝

相模原市中央区松が丘2丁目12番

一般廃棄物収集運搬業許可 相模原市 第A0201号

相続の窓口

窓口を一箇所にすることにより、複雑な相続 手続きをスムーズに進めることができます

不動産

01 不動産の査定

土地や建物の売却、買取、アパート管理や 空家の活用など

司法書士

02 不動産登記

相続登記、遺産分割協議書の作成など

弁護士

相続の相談 03

遺産分割、相続放棄、遺留分の請求など

税理士

04 相続税の相談

相続税の試算、申告手続き、還付業務など

相続手続きは、不動産、司法書士、税理士、弁護士などの、 複数の専門家に依頼する必要があるため手間がかかります。 そこで弊社が『相続の窓口』となり、複雑な手続きをまとめて 対応できるよう相続専門家チームを結成しました。

ご相談は無料です! まずは(株)内田屋へご連絡ください。 LINE・電話どちらでもご対応可能です

- ご 相 談 の 流 れ

(株)内田屋へ LINE又は、 お電話ください。

ご相談内容を ヒアリングさせて 頂きます。

相談内容に合わせて 各士業の専門家を ご紹介致します。

各士業の専門家と 連携を行い、 お手続きを実行します。

神奈川県知事(10)第13981号

株式会社内田屋

\座間駅西口徒歩2分/ 座間市入谷西4-19-31 内田屋第1ビル1階 ∖おくやみハンドブックを見たとお伝え下さい!∕

ኒ 046-255-8511

営業時間 9:00から18:00 定休日第2第3火曜日、毎週水曜日 (株)内田屋公式LINE



相続税の申告 相続のご相談は 私たちにお任せください

安心して相談できる人いないかな



何をいつまでにすればいいのかしら

相続税がかかるのかな



遺産総額 > 基礎控除額

→相続税の申告が必要になります。 弊社へご相談ください!

遺産総額<基礎控除額

→相続税はかかりません。不動産をお持ちの場合、相続登記が 必要になります。(司法書士)

※ 基礎控除額 3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

地元で <mark>40年</mark>以上の 実績と信頼 他士業 との スムーズな 連携

専門 スタッフ6名が スピーディーに 対応

初回相談は無料です(ご予約制・電話対応も可)

1982年創業 八日 合同会計

〒252-0235 神奈川県相模原市中央区相生 1-11-7

弊社の資産税課宛に お雷話ください **111** 042-758-5681

受付時間: 平日9:00~17:00 https://www.mbc5681.jp/





JR 横浜線 「淵野辺駅」 南口より徒歩約10分 国道16号線の信号 「鹿沼公園入口」 すぐ

本誌ご持参の方に弊社規定報酬から5%割引いたします。

発 行 座間市役所

編集/制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024年12月

